

パート労働者への健康保険の適用拡大について

I. 被用者に係る社会保険制度としての一体性

- 健康保険と厚生年金は、被用者とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするものであり、適用の範囲について、制度によって便宜的にその取扱いを異にすべきではないのではないか。
- 両制度の取扱いを異にする場合、パート労働者が厚生年金には加入できるが、健康保険には加入できないなどの事態が生じることとなり、パート労働者の理解を得ることが困難ではないか。パート労働者など非正規労働者と正規労働者間の均衡処遇の確保の観点からも、両制度は同様の運用とすべきではないか。

II. 事業主等の事務の効率性

健康保険の事務（適用、保険料の徴収等）において、厚生年金との取扱いを異にする場合、事業主等の事務が煩瑣にならないか。

III. 適用拡大に係る留意点

厚生年金とは異なり、保険者が多数存在することから、適用拡大に伴い、加入者が異なる保険者の間を移動することとなり、加入者の保険料負担等や、保険者の財政等に影響が生じることとなる。

短時間労働者への健康保険の適用について

1日又は1週間の所定労働時間、1か月の所定労働日数がそれぞれ当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者のおおむね4分の3以上であるか

4分の3以上である

【健康保険の被保険者】

4分の3未満である

健康保険の被保険者の配偶者であるか

配偶者ではない

【国民健康保険の被保険者】

配偶者である

年間収入が130万円以上
(※)と見込まれるか

130万円以上である

130万円未満である

【健康保険の被扶養者】

※ここでいう「収入」には給与の他、資産所得等、継続して入る収入が含まれる(資産所得、事業所得等経費を要するものについては必要経費控除後)。

各種政府報告等（抜粋）

- 「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」報告書（抄）（平成13年12月）

「厚生年金において適用対象を拡大していくとすれば、健康保険に対しても大きな影響を与えることとなるので、健康保険における取扱いも含めて検討していく必要がある。」

- 「多様な働き方に対応できる中立的な年金制度を目指して一雇用と年金に関する研究会報告一」（抄）（平成15年3月）

「その際には、短時間労働者に対する年金給付と保険料負担とのバランスや標準報酬月額の下限の取扱い（※）、第3号被保険者制度との関係、さらには医療保険制度における取扱いとの均衡にも留意することが必要である。」

- 「新しい少子化対策について」（抄）（平成18年6月20日少子化社会対策会議決定）

「正規労働者とパートタイム労働者との間の均衡処遇を確保するために法的な整備を含め施策の強化を図るとともに、社会保険のパートタイム労働者への適用拡大を検討する。」

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」について（抄）（平成18年7月7日閣議決定）

「・有期労働契約を巡るルールの明確化、パート労働者への社会保険の適用拡大や均衡処遇の推進等の問題に対処するための法的整備等や均衡ある能力開発等の取組を進め、正規・非正規労働者間の均衡処遇を目指す。」

- 「再チャレンジ支援総合プラン」（抄）（平成18年12月26日「多様な機会のある社会」推進会議）

「②労働者が安心・納得して働けるように、労働契約法（仮称）を制定し、有期労働契約を含めた労働契約全般に係るルートを明確化し、また、パートタイム労働法の改正やパート労働者への社会保険の適用拡大などを進めて正規・非正規労働者間の均衡処遇を目指す。」